

令和7年度岩手県中小企業成長応援資金貸付要綱

第1 目的

この制度は、雇用の増加及び事業の拡大、並びに新分野への進出等を図ろうとする意欲的な県内の中小企業に対し、所要資金の円滑な供給を行うことにより、本県の産業の振興に資することを目的とする。

第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第3 成長応援資金

1 貸付対象者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者（同項に規定する特定事業に係るものに限る。）とする。

- (1) 1年以内に常時使用する従業員を新たに1名以上雇用する計画を有すること。
- (2) 売上高（建設業にあつては、完成工事高）が直近決算と比較して単年度で概ね3%以上又は3年間で概ね9%以上増加する計画を有すること。
- (3) 経常利益が直近決算と比較して増加する計画（直近決算が経常損失の場合にあつては、経常利益に転換する計画）を有すること。
- (4) 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動を行う計画を有すること。
- (5) 異業種進出（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類における中分類を異にする事業区分への進出をいう。）の計画を有すること。
- (6) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。）の規定に基づき、経営革新計画について知事の認定を受けたこと。

2 貸付の条件

(1) 資金使途

設備資金及び運転資金とする。

(2) 貸付限度額

1企業につき5,000万円以内とする。

(3) 貸付期間

10年以内とする。ただし、2年以内の据置期間をおくことができる。

(4) 貸付利率

ア 貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3年以内 年2.5%以内

貸付期間 3年超10年以内 年2.7%以内

イ 次の市町村区域に事業所を有する者については、アに掲げる貸付利率から年0.1%を減じた率とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町又は一戸町

ウ 信用保険法第2条第5項第1号から第4号まで及び同項第6号に定める特定中小企業者として、

市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、アに掲げる貸付利率（イを適用した場合にあっては、引下げ後の貸付利率）から年0.1%を減じた率とする。

(5) 担保・保証人

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、原則として不要とする。ただし、不動産取得資金の場合は、原則として融資対象物件を担保に徴求する。なお、第3の1(6)の要件に該当する者については、取扱金融機関の所定の条件とする。

(6) 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

ア 直近決算における貸借対照表を作成している場合

(ア) 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.50%	年1.35%	年1.20%	年1.10%	年0.95%	年0.80%	年0.80%	年0.60%	年0.45%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年0.1%を基準とした割引を行うものとする。

イ 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

(ア) 無担保の場合は、年0.95%とする。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年0.1%を基準とした割引を行うものとする。

ウ 信用保険法第2条第5項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、第5号、第7号及び第8号にあっては年0.6%、それ以外にあっては年0.7%とする。

エ 信用保険法第2条第6項に定める特例中小企業者として、市町村長の認定を受け、危機関連保証を適用する場合は、年0.6%とする。

オ 第3の1(6)の要件に該当する者については、経営革新関連保証を適用し、年0.6%とする。

カ 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、アからオまでに掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

(7) 償還方法

取扱金融機関所定の条件による。

(8) 申込手続

貸付を受けようとする者は、事業計画書（様式第1号）（第3の1(6)の要件に該当する者については、経営強化法の規定に基づく知事の認定書の写し）に必要書類を添付の上、取扱金融機関に申し込むものとする。

(9) その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

第4 事業承継資金

1 貸付対象者

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継法」という。）第12条の規定により経済産業大臣から認定を受けた中小企業者の代表者個人とする。

2 貸付の条件

(1) 資金使途

事業を営む会社を承継した代表者が必要とする経営承継法第13条に規定する資金とする。

(2) 貸付限度額

1企業につき8,000万円以内とする。

(3) 貸付期間

10年以内とする。ただし、2年以内の据置期間をおくことができる。

(4) 貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3年以内 年2.5%以内

貸付期間 3年超10年以内 年2.7%以内

(5) 担保・保証人

保証人は、原則として認定中小企業者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

(6) 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

ア 直近決算における貸借対照表を作成している場合

(ア) 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.50%	年1.35%	年1.20%	年1.10%	年0.95%	年0.80%	年0.80%	年0.60%	年0.45%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年0.1%を基準とした割引を行うものとする。

イ 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

(ア) 無担保の場合は、年0.95%とする。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年0.1%を基準とした割引を行うものとする。

ウ 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、アからイまでに掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

(7) 償還方法

取扱金融機関所定の条件による。

(8) 申込手続

貸付を受けようとする者は、経営承継法の規定に基づく認定書の写しに必要書類を添付の上、取扱金融機関に申し込むものとする。

(9) その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

第5 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

第6 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続により貸付を受けるものとする。

第7 融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより、知事に融資実績を報告する

ものとする。

第8 期中支援

- 1 貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第5項第5号に定める特定中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、貸付金額が1,250万円以下であるとき、又は貸付期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付したものは、この限りでない。
- 2 貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第6項に定める特例中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、令和2年4月1日から令和3年1月31日までの期間（信用保険法第2条第6号に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む）、又は保証期間が1年以内であるときは、この限りではない。
- 3 取扱金融機関が前各号に定める報告をしなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときに、その理由を記載した書面を提出するものとする。

第9 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合